

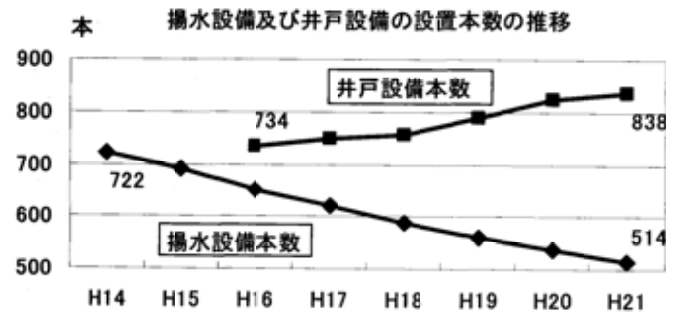
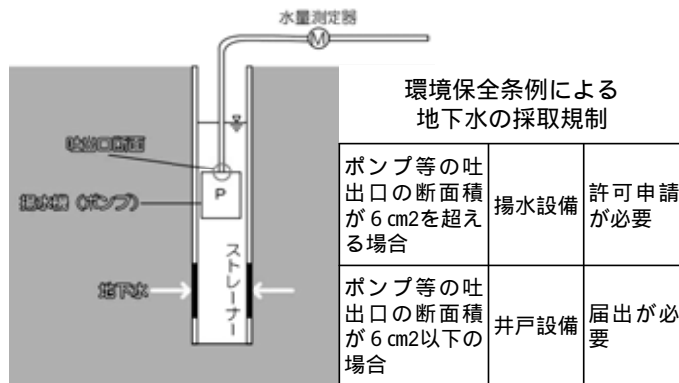
5月30日 総務環境委員会 田口一登議員

水道料金の低減を狙った地下水が急増 災害用井戸への登録を強く求めよ

名古屋市環境審議会の部会で審議されている、地球温暖化対策計画書制度のあり方・今後の揚水規制のあり方・土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方についての中間的なとりまとめが、5月30日の総務環境委員会で説明されました。この中間とりまとめは7月13日まで市民意見の募集が行なわれます。

地盤沈下対策で規制

「地盤沈下」を防止するため、名古屋では地下水のくみ上げは条例で規制され、現在、ポンプの吐出口の断面積が6cm²を越える井戸は規制されています。しかし、地下水の揚水技術の進歩と浄水技術の向上で、揚水規制のかからない細い管の井戸を設置して、「水道料金より安い水」として、向上やホテル、病院など水需要の多い業種に利用が広がっています。



井戸設備が急増

揚水設備は減少、21年度末には514本、31,407m³/日となり、一方、井戸設備は838本、届出揚水量は51,868m³/日（実際のくみ上げ量は不明）と増加しています。

田口議員は「東京都では6cm²以下も規制しており、全体の採取総量を把握し、地盤沈下に影響するなら規制が必要」と指摘しました。

災害用水源としての登録拡大を

災害時水源としての活用について、田口議員は9年度末161本だったのが22年度末には100本となっているが、「新規指定時の事業者負担を軽減する」だけでは効果が乏しいと指摘し、「井戸設備を設ける事業所に、災害時における地域貢献という観点をもってもらうこと。同時に、指定を受けると、事業所のPRになるというようなメリットも必要」と提案しました。

地球温暖化対策計画書制度を改善

市の責任で公表、従わない場合は公表

日本共産党が一貫して要求

地球温暖化対策計画書および報告書について、市による公表を義務化することが説明され、田口議員は「本会議の質問などで求めてきたことであり、ぜひやっていただきたい。計画書における目標の持ち方について、原単位での目標しか掲げていない事業所もあるが、総量での削減目標を持たせるようにすべき」と求めました。

福島原発の事故を契機に、企業も節電や省エネの努力を強めざるをえなくなっています。社会のあり方として、「大量生産、大量消費、大量廃棄」という社会のあり方、いわゆる「24時間型社会」という社会のあり方を、根本的に見直し、低エネルギー社会への転換を図っていかねばいけないという気運が高まっています。田口議員は「地球温暖化対策計画書制度についても抜本的に強化するいい時期だ」と指摘しました。